

家賃支援給付金について

○家賃支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症拡大により、5月の緊急事態宣言延長等により、売上が急減した事業者に対し、事業継続を下支えするために、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して支給される給付金。

○支給対象（以下①②③すべてを満たす事業者）

① 2019年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思のある資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※

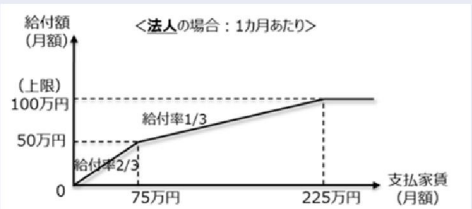
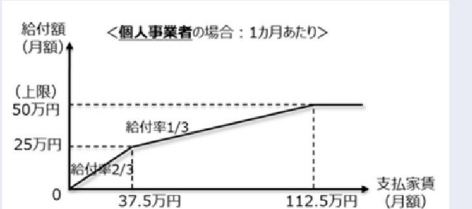
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等、会社以外の法人も幅広く対象となります

② 2020年5月～12月の売上高が

- ・いずれか1カ月で前年同月比▲50%以上 または、
- ・連続する3カ月の合計で前年同月比▲30%以上

③ 他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること

○給付額

法人の場合	個人の場合
家賃が75万までは2/3 家賃が75～225万までは1/3 の給付	家賃が37.5万までは2/3 家賃が37.5～112.5万までは1/3 の給付
 <p>法人の場合：1カ月あたり</p> <p>給付額（月額）</p> <p>（上限）100万円</p> <p>50万円</p> <p>0</p> <p>給付率2/3</p> <p>75万円</p> <p>給付率1/3</p> <p>225万円</p> <p>支払家賃（月額）</p>	 <p>個人事業者の場合：1カ月あたり</p> <p>給付額（月額）</p> <p>（上限）50万円</p> <p>25万円</p> <p>0</p> <p>給付率2/3</p> <p>37.5万円</p> <p>給付率1/3</p> <p>112.5万円</p> <p>支払家賃（月額）</p>

○算定方法

申請時の直近1ヵ月における支払い賃料（月額）※に基づき算定した給付額（月額）の6倍

- ・法人の場合：最大100万円（月額）×6＝600万円
- ・個人の場合：最大 50万円（月額）×6＝300万円

※給付基準となる支払い賃料とは、実際に支払った賃料額であり、契約書に記載の賃料とは異なる場合があります

例；賃料を一定期間猶予している場合

本来の賃料が100万円で、一定期間50万円に猶予している場合、申請直近1ヵ月以内に支払った額が、50万であれば、算定基準となる額は50万円となります。

例；賃料を一定期間免除している場合

本来の賃料が100万円で、一定期間賃料の支払いを免除している場合、申請直近1ヵ月以内に支払った賃料額が給付算定の支払い賃料となります。

○賃貸人又は管理業者への通知等について

①給付金を申請する事業者は、売上減少を確認する書類（確定申告書、売上台帳等）、賃貸借契約書、直近3ヵ月間の賃料支払実績を証明する書類（通帳の写し、振込明細書等）、本人確認書類の他、賃貸人又は管理業者の名称、住所、電話番号の記載が必要になります。

②給付金の支給が決定された際、申請者本人及び賃貸人又は管理業者に対し、その旨が通知されることとなります。さらに、賃料の支払いの猶予あるいは免除をしている場合、その内容を証明する書類への署名を賃貸人又は管理業者へ求めることがありますので、ご承知おき下さい。

○よくあるお問い合わせ

Q. いつから申請できますか

A. 7月14日（火）より申請受付が開始されます。2021年1月15日までの間、いつでも申請が可能です。

Q. 複数の店舗を借りていますが、対象になりますか

A. 給付の上限（法人；100万円、個人；50万円（月額）の範囲であれば、複数店舗を有していても適用されます（1店舗であっても同様）。

Q. 個人事業者の「自宅」兼「事務所」は対象ですか

A. 対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q. 借地の賃料は対象ですか

A. 対象です（借地上に建物が存在するか否かは問いません。例；駐車場、資材置場等としての土地の賃料）。

Q. 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか

A. 賃貸借契約において一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます）。

Q. 地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか

A. 対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

○申請受付窓口

準備中

○申請サポート会場

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、順次、申請サポート会場」を開設していく予定

○問い合わせ先

家賃支援給付金 コールセンター
0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）
※おかけ間違いに御注意ください。